

水害から人命を守りたい

No.60

国土交通省・内閣府

税制優遇

(開始年度)平成24年度

支援の名称

津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置

制度の
趣旨・背景

最大クラスの津波については、発生から到達までの時間が極めて短く、避難のための十分な時間の確保が困難であり、緊急的・一時的な避難施設を確保する必要があります。

津波防災地域づくりに関する法律による措置として協定避難施設、指定避難施設が規定されており、これらにより津波発生時における避難施設の確保を図っていますが、この措置は、当該施設所有者等の施設の使用を制限することにつながるため、本特例措置により、施設所有者等の負担軽減を図ります。



制度の
内容

■特例措置の内容

○協定避難施設

- ①管理協定が締結された避難施設の避難の用に供する部分に関する固定資産税の課税標準
- ②協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ及び非常用電源設備）に関する固定資産税の課税標準について、管理協定締結後又は償却資産取得後5年間、1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減

○指定避難施設

- ①指定避難施設の避難の用に供する部分に関する固定資産税の課税標準
- ②指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ及び非常用電源設備）に関する固定資産税の課税標準について、指定後又は償却資産取得後5年間、2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減

■特例期間

- ・令和3年4月1日～
令和6年3月31日（3年間）



対象となる方

避難施設の所有者

問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室 TEL:03-5253-8460